

博物館登録・指定の手続き [登録博物館 (令和5年3月31日現在)]

令和5年3月31日まで

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和10年4月1日から



改正前の法上の登録博物館

33館 (うち政令市所管8館)

みなし登録博物館

登録申請

審査

登録決定

改正後の法上の登録博物館

要件を満たさない

みなし登録博物館

法的な位置づけがない施設

登録博物館 及び みなし登録博物館は、毎年1回定期報告 (初回は令和6年度から)

博物館登録・指定の手続き [博物館相当施設 (令和5年3月31日現在)]

令和5年3月31日まで

令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

令和10年4月1日から



改正前の法上の 博物館相当施設

18館 (うち政令市所管6館)

みなし指定施設

登録申請

審査

登録決定

改正後の法上の 登録博物館

登録後、毎年1回定期報告

要件を満たさない

みなし指定施設

登録要件を満たさない場合は、
新省令上の指定施設の要件を満たしているか
確認を行います

新省令上の
要件確認の
資料提出

確認

要件を
満たす

改正後の法上の 指定施設

要件を満たさない

みなし指定施設

経過措置期間までに
要件を満たさない場合は

法的な位置づけがない施設